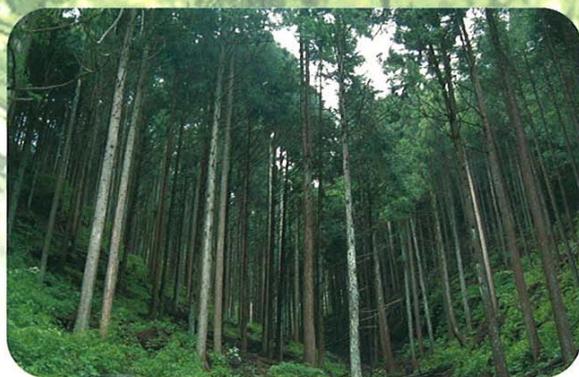


非皆伐施業への転換の推進

もり 50年の森林 から もり 70年の森林へ

非皆伐施業とは・・・？

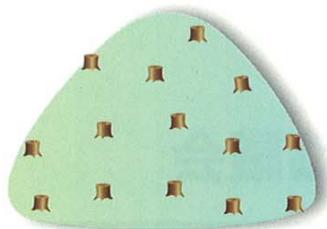
ある程度の森林面積を一度にまとめて伐採することを皆伐施業といい、跡地は一時的に裸地化します。非皆伐施業とは伐採後の林地を裸地化させない施業方法です。



現状の契約（50年）



契約終了時の皆伐跡地は一時的に裸地化し、保全・保水等森林のもつ公益的機能を発揮できません。



イメージ



非皆伐施業の契約（70年）



50年生で間伐を行い(3回目)、天然更新による広葉樹の導入を図ります。契約終了後の皆伐跡地は、自然な広葉樹林となり森林のもつ公益的機能を発揮します。



イメージ

契約変更のお願いについて

分収林事業は設立当初に比べて、木材価格の低迷や林業経営費の増加等により採算が合わなくなることが想定されます。

このため農林公社では、人件費の削減を行い経営改善に努めてまいりますが、契約者の皆様には非皆伐施業への転換と主伐期の分収割合の変更についてご協力頂きますようお願い致します。



契約者の皆様へお願い

1. 非皆伐施業への転換

現状の契約期間を50年から70年に延長することにより材の直径が太くなり、材積が増加して有利に販売することができます。

2. 分収割合の変更

主伐時の分収割合 (公社) (土地所有者) 60:40 を 75:25 に変更することで公社の経営が長期的に安定し、適正な森林管理が図れます。

木材価格が上昇した場合は分収割合を当初契約の40パーセントを上限として変更します。何卒、今回の契約変更にご理解頂きますようお願い致します。

〈 お問い合わせ 〉

■ 公益社団法人埼玉県農林公社 森林局

〒368-0034 埼玉県秩父市日野田町 1-1-44
TEL 0494-25-0291 FAX 0494-22-5839